

(仮称) 宇都宮市新斎場整備・運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答 (参加資格関係以外)

平成18年9月15日
宇都宮市

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
34	募集要項	3	7	3(2)	最近、下野市、さくら市、日光市などで市町村の合併が実施されていますが今後も宇都宮市、上河内町、河内町、壬生町において他の市町村との合併を考慮し将来的に建築計画に増築、増炉等を考慮する必要はないでしょうか。ご指示ください。	現行の市町村の枠組みを前提として提案してください。
35	募集要項	3	22	統括マネジメント業務	斎場施設全体を統括する統括マネジメント業務と考えられますが、SPC業務から委託された運営業務の統括責任者が兼務することは可能でしょうか。	運営業務の統括責任者が統括マネジメント業務を担うことも可能ですが、代表企業が本来果たすべき役割との関連を明確にしてください。
36	募集要項	4	1	斎場施設の維持管理業務	水光熱費は、市が負担すると考えてよいでしょうか。	水光熱費は事業者の負担であり、売店等業務に要する分を除き、サービス対価2に含まれます。募集要項別紙2を参照してください。
37	募集要項	4	22	3(10)	平成21年1月中に施設建設完了とありますが、所有権の移転は平成21年2月の何日を想定されているのでしょうか。サービス対価1の金利計算に影響します。	現段階においては、施設の引渡を2月中旬から下旬、供用開始が3月中旬と想定していますが、具体的な日付は未定です。従って、供用開始日は3月15日と仮定してサービス対価を算定してください。また、施設の引渡予定日については、応募者の判断で仮定してください。
38	募集要項	4	23	3(10)	施設の供用開始はH21年3月1日であり、運営期間はH21年3月1日～平成41年3月31日の20年1ヶ月間と考えてよろしいですか。	NO. 37の回答を参照してください。
39	募集要項	4	24	3(10)	維持管理業務は平成21年3月からとなっています。一方事業契約第4条では維持管理業務の開始は施設引渡しの日からとなっています。施設の引渡しは3月1日を想定していると解釈してよろしいでしょうか。	NO. 37の回答を参照してください。
40	募集要項	4	26	指定管理者の指定	契約の議決(本契約)と同時に議決されると考えてよろしいでしょうか。	契約の議決と同時期(平成19年6月)に付議する予定です。
41	募集要項	18	9	7(1)カ	提案書Ⅰ、Ⅱ様式にA4版がありますが、A3版に差込みでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
42	募集要項	19	9	7(2)ア	正本・副本とも、提案書の中で構成員企業名を表記することは差し支えないと考えてよろしいでしょうか。	正本・副本にかかわらず、構成員及び構成員以外の出資者の具体的な企業名は記載しないでください。
43	募集要項	19	10	7(2)ア	社名表示の件ですが、構成員以外の出資者の社名は、非表示の対象となるのでしょうか。	NO. 42の回答を参照してください。
44	募集要項	19	12	7(2)ア①	添付資料やスケッチ、概要書等の枚数は各様式に含むものとして、通し番号や様式ごとの提出枚数、頁を記入することによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
45	募集要項	19	12	7(2)ア①	右下欄に市より送付された参加資格審査結果通知書に記載されている番号を記入となっていますが、様式集の各提案書表紙には提案受付番号は記入しないこととなっています。どちらが正しいのでしょうか。	応募者で記載することとします。なお、これに伴い、提出書類の様式集を修正します。
46	募集要項	19	13, 14	提出書類の作成要領	様式17は事業実施体制及び関連業務実績等を記載するようになっていますが、ここでは企業名、氏名等を表示してもよい(正本・副本とも)との理解でよろしいでしょうか。	企業名は、「代表企業」「運営企業」等の一般名詞に置き換えることとし、1つの業務を複数企業で分担する場合は、「運営企業A」「運営企業B」のように判別を行ってください。氏名等は、各様式において記載すべき旨の定めがある場合は、募集要項の規定にかかわらず記載してください。
47	募集要項	19	14, 15	提出書類の作成要領	様式27における、金融機関名を除く資金提供者名の表示はどうすればよろしいでしょうか。	「代表企業」「運営企業」等の一般名詞に置き換えることとし、1つの業務を複数企業で分担する場合は「運営企業A」「運営企業B」のように判別を行ってください。
48	募集要項	19	14, 15	提出書類の作成要領	様式27において表示した金融機関名等は、副本においてもそのまま表示することによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
49	募集要項	19	16	7.(2).ア.②	正本を除く、副本の表紙には、「応募者名或いは応募グループ名」は、空欄とありますが、様式集の中で、応募企業名を記載すべき箇所があります(様式17等)。提出様式内に応募企業名等の記載は可能でしょうか。また、記載してはならない様式はあるのでしょうか。	NO. 46, 47の回答を参照してください。
50	募集要項	19	23	7(2)ア⑦	データ提出が必要なものはどの様式ですか。	すべての様式について、データを提出してください。
51	募集要項	19	23	7(2)ア⑦	図面及びパースを含む様式はPDFデータの提出でよろしいでしょうか。	Microsoft Word 及び Excel にて作成した様式等についてはその形式で、それ以外のものについてはPDF形式にてデータを提出してください。
52	募集要項	19	23	提出書類の作成要領	データ提出の指定がある様式をお知らせください。	NO. 50の回答を参照してください。
53	募集要項	19	23	7(2).ア.⑦	提出指定のある様式は、Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成とありますが、指定様式の範囲とは全てでしょうか、全体計画・施設計画等の図面は、PDF形式での提出では不可でしょうか。	NO. 51の回答を参照してください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
54	募集要項	19	24	7(2)ア⑦	提出するファイル形式について、添付資料についてはPDF、CAD、JPG等、どのような形式でもよろしいでしょうか。	N0. 51の回答を参照してください。
55	募集要項	19	30	7. (2) . ア. ⑨	添付資料となる外観・内観すすケツチにも、各様式と同様に記載枠及び余白は、必要でしょうか。	各様式と同じ記載枠及び余白は必要ありません。
56	募集要項	19	30	7. (2) . ア. ⑨	各様式の記載枠及び余白は、応募者の自由に行ってよい。とありますが、記載枠・帯に着色を行ってもよろしいでしょうか。また、記載枠を削除してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	募集要項	23	2	火葬炉企業～が実施する業務に係る費用	「各応募者の提案価格の合計とともに、内訳毎に併記すること」とありますが、様式30に併記すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
58	募集要項	24	1	別紙2	斎場施設の追加設備投資・改修工事（火葬炉の更新を含む）については、サービス対価1および2のどちらに含まれているのでしょうか。	募集要項別紙2 2(1)アに定める火葬炉設備の段階的設置に要する費用は、サービス対価1に含まれます。一方、火葬炉設備の段階的設置に該当しない更新、修繕等に要する費用は、サービス対価2に含まれます。
59	募集要項	24	1	別紙2	保守管理業務に含まれるものは、あくまで「設備」とはならないものと考えてよいのでしょうか。	ご質問の趣旨が不明ですが、募集要項別紙2に記載のとおり、建物保守管理と建物設備保守管理については別業務と位置付けております。
60	募集要項	24	16	別紙2 1(1)	「融資組成手数料その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」は、各種契約締結にかかる費用、SPCの設立費用、開業までに要する各種経費等を含むと理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
61	募集要項	25	21	別2, 2, (1) ア	サービス対価1は施設の引渡しから運営維持管理の終了までの期間で対応とありますが、表1においては支払時期が前半部分は平成31年1月、後半部分は平成41年1月となっています。それぞれ3月までの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価1は、表1に示すとおり80回払いです。
62	募集要項	25	24	2 (1) ア	サービス対価1の支払方法について、最初の10年間で利息については全額支払うという理解でよろしいでしょうか？	利息は、表1に示す方法により、20年間にわたって支払います。
63	募集要項	25	24～26	別紙2 2(1) サービス対価1の支払方法	1年目から10年目のサービス対価1の支払のうち1年目の第1回支払及び第2回支払以降の金利計算期間をご教示ください。	金利計算期間は、第1回は斎場施設の引渡日から平成21年3月31日まで、第2回以降は翌月1日から起算して3か月目の末日までとなります。
64	募集要項	25	25	別2, 2, (1) ア	所有権移転日(平成21年2月)から平成21年3月31日までの利息は第一回目支払額に上乗せするという事でよろしいでしょうか。	所有権移転日についてはN0. 37の回答を、金利計算方法についてはN0. 63の回答を、それぞれ参照してください。
65	募集要項	26	2	別紙2 2 (1) ア	斎場施設の引渡し以降に火葬炉設備の段階的措置を計画する場合は、火葬炉設備の引渡し毎に何度でも元利均等払いの金額を追加可能であると考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
66	募集要項	26	8	別紙2. 2(1) イ	年4回のサービス対価1のお支払ですので、基準金利は3ヶ月liborベースの10年物円-円金利スワップレートの方が望ましいと思料しますが、お考えをご教示下さい。	PFI事業における基準金利として一般的であり、また、T.S.Rとして広く公開されていることから、6ヶ月LIBORベースを採用しました。
67	募集要項	26	20	別紙2 2 (1) イ	当該火葬炉設備の設置時期が10年を超える場合には、割賦手数料の基準金利の10年後の見直しを可能としていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
68	募集要項	26	26	別2, 2, (1) イ	段階的設置に係る応募者の提案スプレッドは当初引渡し部分と係る提案スプレッドと同一である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、事業期間中のスプレッドの変更は認められません。
69	募集要項	26	31	別2, 2, (1) ウ	施設引渡し日の2銀行営業日前に決められる基準金利は引渡し日から平成31年3月31日まで適用されるということでしょうか。	平成31年1月支払い分までの金利に適用されます。
70	募集要項	26	31	別2, 2, (1) ウ	平成31年2月1日の2銀行営業日前に決められる基準金利は平成31年4月1日から平成41年3月31日までの期間の金利として適用されるということでしょうか。	平成41年1月支払い分までの金利に適用されます。
71	募集要項	27	8	別紙2. 2(1) ウ	提案の条件を明確にするとの趣旨で、平成18年6月30日の基準金利を回答にてご開示・ご教示頂きたくお願いいたします。	2. 134%です。
72	募集要項	27	11	別紙2. 2(2) ア	確認ですが、引渡日から供用開始日前日までのサービス対価2の支払は平成21年4月の初回分としてお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	施設の引渡から供用開始日まで及び供用開始から平成21年3月31日までのサービス対価2は、初回分として支払います。
73	募集要項	27	27	別紙2 2 (2) イ	「火葬炉設備の段階的設置を行う場合は、当該火葬炉設備の引渡し日の翌日から次回の火葬炉設備の引渡し日・・・」とありますが、ここでいう当該火葬炉設備とは、「段階的に設置する火葬炉設備」を指しているという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
74	募集要項	27	27	別紙2 2 (2) イ	「火葬炉設備の段階的設置を行う場合は、当該火葬炉設備の引渡し日の翌日から次回の火葬炉設備の引渡し日・・・」とありますが、ここでいう次回の火葬炉設備とは、当該火葬炉設備の次に発生する「段階的設置により設置した火葬炉設備」を指しているという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
75	募集要項	28	13	別紙2 3(1)	サービス対価 1 は、全80回払いと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
76	募集要項	28	19	別紙2 3(1)	サービス対価 2 は、初回分を含めて全81回払いと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
77	募集要項	28	2	別紙2 2 (2)イ②	変動費用につき、運営期間中の火葬件数の増加に伴う費用の段階的増加を見込み、提案する場合の段階の設定は事業者の自由な提案に任せられていると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
78	募集要項	29	3	別紙2. 4(1)イ	変動幅が1000分の15を超えない場合はどのような措置になるのでしょうか。	変動幅が1000分の15を超えない場合は改定を行いません。
79	募集要項	29	10	別紙2 4 (1)ウ	協議が整わない場合に、市が定め、SPCに通知するとありますが、これは合理的な範囲で行われると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
80	募集要項	30	1	別2, 4, (2)イ	「サービス対価 I について各金利基準日が属する事業年度の前年度の 10 月末日までに S P C が算定を行い、市に通知する」とありますが、基準金利が決まった後でないと算定は不可能ではないでしょうか。	ご質問を踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正します。 「アの場合において、改定後のサービス対価 1 については、各金利基準日が属する事業年度の前年度の 10 月末日までに S P C が仮算定を行い市に通知したうえで、金利基準日において確定する。」
81	募集要項	30	1, 2	金利水準の変動に伴うサービス対価 1 の改定	各金利基準日が属する事業年度の前年度の10月末日までに算定を行なうのは無理と思慮いたしますが、いかがでしょうか。	NO. 80の回答を参照してください。
82	募集要項	30	4-13	別紙2 4 (3)	前年度までの火葬件数の実績を踏まえた当該事業年度の年間火葬件数の見込みに基づきサービス対価2の変動費部分を改訂されるとのことですが、見込み額と実績が乖離した場合の対応策はどうお考えでしょうか。当該事業年度以降で、当該事業年度の火葬実績を踏まえ、見込み額と実績の差についてサービス対価の調整がなされるものと理解して宜しいでしょうか。	当該事業年度中は、火葬件数の見込と実績の乖離に伴う調整は行いません。ただし、翌事業年度には当該事業年度の実績が反映されます。
83	募集要項				H18年3月に公表の実施方針【修正版】にあったリスク分担表が今回の資料に含まれていませんが、ご提示頂けませんでしょうか。	リスク分担表を再度提示することは予定していません。市と事業者のリスク分担の内容については、事業契約書（案）を参照してください。
84	要求水準書	2	8	1. 3. 2	業務運営を最大限に効率的に行うことは、ともすれば二律背反となる内容ですが、「ゆとり」において、最低限必要とする面積等の目安は設けているのでしょうか。それとも全て事業者提案によるものと解してよろしいのでしょうか。	要求水準書3. 2. 3を参照してください。
85	要求水準書	3	8	1. 4. 2 (2)	「供用開始予定日」「運営開始予定日」ともに、平成21年4月1日ですか。それとも、募集要項4ページにあるように、平成21年3月某日ですか。明示ください。なお、前者の場合は、平成21年3月の1ヶ月間は開業準備期間でしょうか。	NO. 37の回答を参照してください。
86	要求水準書	5	1	2	宇都宮の中心部から西側へ位置しているために、大半の利用者が交通手段は送迎バスが主流と考えられますが、運営業務の中に利用者の搬送業務は考慮しなくても良いでしょうか。	利用者の搬送業務を考慮する必要はありません。
87	要求水準書	5	1	2	現在、宇都宮市では郊外型の商業施設に利用者が集まるようになり周辺道路の渋滞が問題になっています。計画地も市内から東北自動車道路へアプローチのためのメイン道路となっています。路面電車などの新交通機関も提案されていますが計画地近辺の交通機関も将来的な計画を考慮する必要はありませんか。	公表済みの計画以外を考慮する必要はありません。
88	要求水準書	5	1	2. 1	本施設では人体、死産児、胞衣汚物を受入れ・火葬するのであり、動物は一切対象外と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
89	要求水準書	5	22	2. 2. 1 (2)	式場の利用頻度は年間何件を想定されていますか。運営業務費の算定に必要ですので明示ください。	告別式は1月1日及び友引日を除く営業日に1日あたり2件～4件、通夜式は1月1日を除く営業日に1日あたり2件を想定してください。
90	要求水準書	5	29	2. 2. 2(2)	通夜後に遺族が施設内に滞在するとありますが、旅館業法の許可が必要になると考えて宜しいでしょうか。	本施設は宿泊施設ではありませんので、旅館業法の許可は不要です。ただし、通夜利用者が翌朝まで施設内に滞在することを想定してください。
91	要求水準書	5	30	2. 2. 3	「使用料金等」は市の条例で定めるとありますが具体的にはどういう条例ですか。	斎場使用料（胞衣・汚物を除く）については条例を制定し、胞衣・汚物については[宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例]を改正し定める予定です。
92	要求水準書	6	3	2. 3	利用集中時における運営業務の実施について「可能な限り遺族の希望に沿った時間帯に利用予約を受付けるため、市民の利用希望が集中している時間帯において受付可能件数を最大化する方策を提案すること」とありますが、1時間に何体の受入れを目標としたら良いか、要望などありましたらご教示下さいませんか。	受付可能件数は応募者にてご提案ください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
93	要求水準書	6	4	2.3	利用希望が集中している時間帯において受付可能件数を最大化とありますが、現状での時刻毎の利用希望者数の最大値、及び1日利用者数最大時の時刻毎の利用希望者数を御提示ください。	葬祭事業者を対象として実施したアンケートにおいて、葬祭事業者の9割以上が11時から13時に火葬利用希望が集中すると回答しています。（【参考資料】新斎場利用圏における葬儀等について参照。）なお、現斎場においては、予約の大半は葬祭業者を経由するため、利用者数を市で把握することは不可能です。
94	要求水準書	8	2	2.7.3	炉前業務について「他の葬列への影響に配慮し、炉前では読経、焼香を行わない運営」とありますが、他の葬列への影響がなければ、炉前スペースでの読経、焼香は可能ですか。	要求水準書に記載のとおり業務を行ってください。
95	要求水準書	8	4	2.7.3	斎場職員が遺族に待合室まで必ずしも付き添う必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
96	要求水準書	8	12	2.7.4	焼骨の粉碎に対応するようにとの記載がありますが、職員が焼骨を預かり粉碎後引き渡す方式と考え、遺族を粉碎機前まで誘導する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
97	要求水準書	8	13	2.7.5.	死体児及び肢体の一部、胞衣・汚物の火葬は16基とは別の専用火葬炉を設置しなくても良いと考えて宜しいでしょうか。 また、ペット用の動物炉も設置不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
98	要求水準書	8	15	2.7.5	火葬予約については、①インターネット②電話自動応答システム③オペレータの3通りが要求されているが、死産児、肢体の一部、胞衣、汚物は、③による受付という解釈で良いか。	ご質問のとおりです。
99	要求水準書	8	22	2.8	待合室で火葬終了の予定時刻及び館内の利用方法について説明とありますが、事情で待合室を利用されない遺族もおられますので、説明場所については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者の提案とします。
100	要求水準書	8	23	2.8	火葬終了の予定時刻や館内利用方法等の説明は、例えば入炉後に炉前で行うなど、必ずしも待合室で行わなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
101	要求水準書	8	24	2.8	火葬終了後の、喪主の炉前への案内、遺族関係者の収骨スペースへの案内は、必ずしも斎場職員が付き添い誘導する必要はない（例えば館内放送による案内・誘導）と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
102	要求水準書	8	29	2.9	売店の売上及び原価・経費を、SPCではなく実際に売店運営を行う企業（団体）に帰属させることは可能ですか。不可の場合、その理由をご教示ください。	構成員である運営企業が売店等業務を自ら行うのであれば、売上及び費用を当該運営企業に帰属させることは可能とします。また、その旨を提案書の各様式で明確化してください。 なお、ご質問を踏まえ、要求水準書の「2.9 売店等業務」の該当箇所を以下のとおり修正します。 ・業務に係る売上金は事業者又は売店等業務を実施する運営企業に帰属するものとする。 ・事業者又は当該運営企業は、宇都宮市行政財産使用料条例に基づき、売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。 ・売店等業務に要する光熱水費は事業者又は当該運営企業の負担とする。
103	要求水準書	8	30	2.9	売店運営に係る行政財産使用料は幾らでしょうか。㎡月あたり単価など、ご教示ください。	使用料の算定方法については、「宇都宮市行政財産使用料条例」を参照してください。現時点では、建物の評価額、建物の延床面積、売店等対象面積が定まりませんので、使用料の試算をすることはできません。算定方法を参考に事業者にて判断してください。
104	要求水準書	8	30	売店等業務	売店等の設置に伴う目的外使用のお考えをご教示ください。また、目的外使用時の使用料をご教示ください。	目的外使用の考えについては、「宇都宮市財産管理規則」を参照してください。使用料については、NO.103の回答を参照してください。
105	要求水準書	8	30	売店等業務	「・・・売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。」と記載が有りますが、当然使用面積により異なると思われますが、㎡当たりの使用料をお示し下さい。	NO.103の回答を参照してください。
106	要求水準書	8	30	2.9	「売店等の設置に伴う目的外使用に関わる使用料」はどのような料金設定になるのでしょうか。	NO.103の回答を参照してください。
107	要求水準書	8	30	2.9	キャッシュフロー試算上「売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料」を計算する必要がありますが、提案にあたっての共通の前提という位置づけで、現在の宇都宮市行政財産使用料条例を踏まえ、現時点で想定される使用料をご提示いただけませんか。	NO.103の回答を参照してください。
108	要求水準書	9	2	210.1	式場利用者が祭壇等を持ち込むことも出来るようにする必要があると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
109	要求水準書	9	10	2.11	確認ですが、料金徴収代行業務は事業者が構成員に対してであれば、再委託は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
110	要求水準書	10	7	3.1.1	駐車場の一部を施設ゾーン外（管理ゾーン内）に計画してもよろしいでしょうか。	施設ゾーン内に計画してください。
111	要求水準書	10	14	3.1.1 (4)	敷地条件の中に、舗装厚決定に関わる記述（路床CBR）がありませんが、事業者が調査あるいは判断するものと解釈してよろしいでしょうか。	提案に際しては応募者にて判断してください。なお、基本協定締結以降、事業者にて実施してください。
112	要求水準書	10	19	3.1.2	各インフラ整備について、それぞれ管理者に確認することとなっていますが、管理者（担当者）を御提示ください。	提案に際して確認が必要な場合、事業者が以下に示す管理者と調整を行ってください。 上水道：宇都宮市上下水道局サービスセンター 下水道（雨水・汚水）：宇都宮市市民生活部生活安心課斎場整備推進室 都市ガス（火葬燃料）：東京ガス㈱宇都宮支社 電気：東京電力㈱宇都宮営業所 電話：NTT東日本㈱栃木支店
113	要求水準書	10	25	3.1.2(3)	下水道（雨水）について、市の設置時期は、いつの予定でしょうか。また、建設工事時排水ルートとして使用可能でしょうか。使用不可の場合、排水先はご提示していただけますでしょうか。	雨水放流管は平成20年3月末までに設置の予定です。放流管完成後は、濁水処理を行った上で工事用排水ルートとして使用可能ですが、放流管完成までは、排水先がないので敷地内浸透により対応することとします。なお、放流管完成前に暫定の排水先が確保できた場合は、市と協議し、濁水処理を行った上で排水も可能とします。
114	要求水準書	10	26	3.1.2	市が設置する流川流域の下水道管（雨水）の許容放流量の値が記述されていませんので、公表していただけないでしょうか。	雨水管渠の許容放流量については、流速を「約3.0m/s」とした場合、「約2.0m³/s」を想定しています。ただし流末河川（流川）への許容放流量については、開発区域内（直接放流区域、浸透施設等に対応以外）の雨水処理面積により、流末河川の比流量見合いで計算することとし、この場合、流末河川（流川）の比流量は「1.3m³/s/km²」として計算した結果をもって許容放流量としてください。なお、許容放流量算定にあたっての対象面積については、姿川流域を除外するものとしますが、調整池の必要調整容量算出にあたっては、姿川流域分を上乗せして容量を算出してください。
115	要求水準書	11	4	敷地造成	敷地造成において、事業区域界での施工上、やむを得ず、区域外の造成する場合がある際、造成協力の要請及び施工は市が行っていただけるのか？	事業区域内施工に伴う区域外の土地使用及び工事が必要となる場合は、市と協議することとします。また、その場合、事業区域外の土地使用者への協力依頼要請は市が行いますが、施工については事業者が行うものとします。
116	要求水準書	11	4	敷地造成	用地造成工事に当たり、民有地に立入り、工事をする必要性がありますが、、民有地所有者は立入りに同意されているのでしょうか。	NO.115の回答を参照してください。
117	要求水準書	11	10	敷地造成	別紙7「崖地整備イメージ図」を参照し、崖地等の安全対策を実施すること。とありますが、別紙7の断面図のように敷地境界は、ブロック積擁壁で施工することは確定しているのですか。	要求水準書別紙7については、参考に示したものですが、提案にあたっては、敷地境界の施工は構造物とし敷地外への雨水対策を行うこと、進入道路を通過する車両が周辺から目に付かないよう配慮することとしてください。なお、別紙7を修正します。
118	要求水準書	11	10	3.1.4	別紙7「崖地整備イメージ図」では、敷地外へ雨水の流出が予想されますが、敷地外への雨水流出対策について事業者が提案するものと解釈してよろしいでしょうか。	NO.117の回答を参照してください。
119	要求水準書	11	10	3.1.4	崖地等の安全対策について、別紙7で範囲が示されていますが、その箇所以外は行う必要はありませんでしょうか。また、その箇所以外において、事業期間中に土砂崩れ等発生した場合、リスクは市と考えてよろしいでしょうか。	崖地として市が把握しているのは、敷地西側の進入路が隣接する部分及び、敷地北東側の事業所用地が隣接した部分です。 敷地西側の進入路が隣接する部分は、事業者に進入道路計画と併せて提案を求めますので、土砂崩れ等が発生した場合は事業者の責任で対応してください。一方、敷地北東側の崖地については、市が設計、施工しますので、土砂崩れ等が発生した場合は市の責任で対応します。 なお、ご質問を踏まえ事業者は上記の崖地を含む全ての管理ゾーン内の安全確認を行い、市に報告することとし、要求水準書の「4.5 外構維持管理業務」に以下を追記します。 「・事業者は、引渡日以降の崖地等の安全対策として、定期的に管理ゾーン内の安全確認を行い、市に報告すること。」
120	要求水準書	11	11	3.2	施設整備に関わる要求水準の中に、立ち入り防止柵について記述がありませんが、事業者がその必要性も含めて検討し、設計するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
121	要求水準書	11	21	3.2.1 表1	表1における火葬件数には、死産児及び胞衣汚物の火葬が含まれていると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
122	要求水準書	13	2	3.2.2	「官庁施設の基本的性能基準」について、平成13年版は廃止となっており、平成18年版を適用するのではないのでしょうか。また、その場合、表2について、要求性能基準を改めてご提示ください。（ユニバーサルデザインに関する基準等）	ご質問のとおりです。要求水準書3.2.2は平成18年3月31日国営整第156号、国営設第162号の「官庁施設の基本的性能基準」を適用することとし、要求水準書13ページの表2を差し替えます。当該表2に定める要求水準を満たすものとしてください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
123	要求水準書	14	14	3.2.3.	施設の延べ床面積は10300㎡以上とありますが、上限の目処があればご教示下さい。	上限は特に想定していません。
124	要求水準書	14	15	3.2.3	施設面積10,300㎡程度以上を想定とありますが、それ以下の場合には原点ですか。	提案によりますが、市の求める「ゆとり」が実現されていないと判断されれば減点対象となります。
125	要求水準書	14	15	3.2.3	「施設の延べ床面積10,300㎡程度以上を想定している。」とは面積の下限値に幅を持ってよいということでしょうか。ある場合その幅の範囲をご教示ください。	NO.124の回答を参照してください。
126	要求水準書	14	15	3.2.3	施設の延べ床面積10,300㎡は「法定延べ床面積」でしょうか。	ご質問のとおりです。ただし屋内駐車場を提案される場合、その部分は含みません。
127	要求水準書	14	15	3.2.3	10,300㎡の各棟面積内訳を御教示下さい。	各棟の面積は提案とします。
128	要求水準書	14	15	施設規模・施設構成	施設延床面積10,300㎡以上とありますが、上限、下限面積は設定されるのでしょうか。	NO.123, 124の回答を参照してください。
129	要求水準書	14	15	3.2.3	延べ床面積10,300㎡程度以上とありますが、上限/下限または±何%以内といった規定はありますでしょうか。	NO.123, 124の回答を参照してください。
130	要求水準書	14	15	3.2.3 施設規模、施設構成	施設の延べ床面積は、10,300㎡以上を想定とありますが、10,300㎡未満では要求水準を満たされていないため、失格と考えてよろしいでしょうか。	NO.124の回答を参照してください。
131	要求水準書	14	15	3.2.3 施設規模、施設構成	施設の延べ床面積は、10,300㎡以上を想定とありますが、仮に、一部駐車場を屋内化する等により生じる床面積は10,300㎡に含まないと考えてよろしいでしょうか。	NO.126の回答を参照してください。
132	要求水準書	14	16	3.2.3	「内装改修工事等の実施」を考慮した施設計画とありますが、提案書の中で明記する必要がありますか。	明記してください。
133	要求水準書	14	18	3.2.3.	建物の高さは敷地地盤面から15m程度以内に抑えるとありますが、本条件設定に際しての敷地地盤面の想定をご教示下さい。 また、敷地地盤面は建築基準法施行例第2条第2項の「地盤面」と考えて宜しいでしょうか。	敷地地盤面の設定は、事業者の提案といたします。また、地盤面の定義についてはご質問のとおりです。
134	要求水準書	15	20	3.2.4.(6)	火葬棟のトイレは、待合棟または式場棟と兼用として計画しても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
135	要求水準書	16	末尾	3.2.5.(4)	売店は利便性に配慮とありますが、最低限常備すべき販売品目項目などありましたらご教示下さい。	事業者の提案とします。
136	要求水準書	17	10	3.2.5.(7)	式場棟および待合棟のトイレにはオストメイト機能付きの多目的トイレが明記されておりますが、火葬棟のトイレには記載がありませんが、設置不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
137	要求水準書	18	1	(4)	式場での異宗教の対応は備品リストにある備品のみでの対応と考えてよろしいですか。	要求水準書別紙8の末尾記載事項を参照してください。
138	要求水準書	18	10	(6)	「通夜控室」の文言の内容は遺族が宿泊するという解釈でよろしいですか。	NO.90の回答を参照してください。
139	要求水準書	18	25	3.2.6.(9)	棺冷蔵庫は、市の緊急使用分3台を含め、合計7台以上と考えて宜しいでしょうか。 また、市の緊急使用分は専用とし、霊安室としても別室にして計画すると考えて宜しいでしょうか。	棺冷蔵庫については、ご質問のとおりです。また、霊安室については、事業者の提案とします。
140	要求水準書	18	27	3.2.6	棺冷蔵庫7台分確保とありますが、用途が異なると想定されますので、式場棟と火葬棟に分けて設置する提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
141	要求水準書	18	27	3.2.6(9)	3台に加え、4台以上を確保するとは、合計7台以上という解釈でよろしいでしょうか。	NO.139の回答を参照してください。
142	要求水準書	19	2	3.2.7.	自走平面式を基本とする。とありますが、別紙1の市施工区域も含め、一部を自走式立体駐車場として計画しても宜しいでしょうか。	自走式立体駐車場の計画も可能としますが、市施工区域には、自走式平面駐車場を計画してください。
143	要求水準書	19	6	駐車場	バス22台以上の駐車スペース確保とありますが、バスの種類は「参考資料 新斎場利用圏における葬儀等について」に記載あるマイクロ、中型にて想定してよろしいでしょうか。	全長12m程度のバス2台、全長9m程度のバス20台とします。
144	要求水準書	19	6	3.2.7	火葬場利用者の駐車場と、告別式通夜参列者の駐車場とは明確に分離した計画としなくて良いと考えて宜しいでしょうか。	提案によりますが、時間帯によっては式場利用者の入退場が集中することが予想されるため、適切に分離するのが望ましいと考えます。
145	要求水準書	19	7	3.2.7	バスはマイクロバスと考えてよろしいでしょうか。車両の大きさを御教示下さい。	NO.143の回答を参照してください。
146	要求水準書	19	7	3.2.7	バスの大きさはマイクロバス程度と考えてよろしいでしょうか。	NO.143の回答を参照してください。
147	要求水準書	19	7	3.2.7駐車場	駐車台数は、普通自動車340台以上とありますが、全て利用者用とし、サービス用は別と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
148	要求水準書	19	7	3.2.7駐車場	駐車台数は、普通自動車340台以上とありますが、火葬場100台以上、告別式120台以上を確保した残り120台分は、タイムテーブルを考慮した上で自由に配分を決定すると考えて宜しいでしょうか。	告別式利用の想定台数は、2式場あるため240台以上と考えてください。
149	要求水準書	19	12, 19	3.2.7駐車場	火葬場の駐車場と告別式の駐車場を明確にゾーン分けする必要はあるでしょうか。	NO.144の回答を参照してください。
150	要求水準書	20	9	3.2.9(1)	調整池は市施工区域に計画してもよろしいでしょうか。	市施工区域外に計画してください。
151	要求水準書	20	10	雨水処理	市の設置する雨水管の許容放流量は前回の要求水準書(案)に関する回答書の「流川0.055m ³ /sec」に変更はないでしょうか。	NO.114の回答を参照してください。
152	要求水準書	20	10	雨水処理	北側進入路始点側には、浸透式調整池の計画を予定していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	造成、排水計画により調整池に取り込めない箇所については、雨水浸透施設等を設置することも可能としますが、流末を県道(主要地方道宇都宮・楡木線)とすることは避けてください。
153	要求水準書	20	10	雨水処理	駐車場の一部について浅い掘込貯留としての計画で可能でしょうか。	不可とします。
154	要求水準書	20	10	雨水処理	緩衝緑地及び一部の斜面地で、直接放流になる区域が発生しますが、この直接放流量は許容放流量と相殺する考え方をすべきかご教示ください。試算しますと流出係数を0.5としたときに0.055m ³ /secに相当する直接放流面積は2,000m ² なり10m幅の緩衝緑地で200m分程度でしかありません。	管理ゾーン内の直接放流区域を除いた部分は、全区域が30年確率で雨水処理の対象となりますが、緩衝緑地等の直接放流を行う区域については、開発前後で流出量が変わらないものと想定し、直接放流量を許容放流量で相殺する必要はありません。
155	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路は施設ゾーン外に計画してよろしいでしょうか。	要求水準書別紙13を参考にして、施設ゾーン以外の西側の管理ゾーン(緩衝緑地)に整備することとしますが、一部施設ゾーン内に構内緑地と併せて整備することは可とします。
156	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路は市施工区域を横断する計画でもよろしいでしょうか。	用地A、用地B以外であれば可とします。
157	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路は進入道路を横切る計画としてもよろしいでしょうか。	横断歩道等、歩行者の安全対策を併せて計画すれば可とします。
158	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路は現況と計画を同じ面積にする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
159	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路が存在することによって、何らかの法的な制限が発生することはないと考えてよろしいでしょうか。	宇都宮市法定外公共物管理条例の対象となります。
160	要求水準書	20	18	3.2.11	認定外道路は、24時間開放ではないと考えてよろしいでしょうか。	既存の認定外道路と同等の機能とし、24時間通行可能としてください。ただし、自動車等の通行は車止め等により制限してください。
161	要求水準書	20	18	3.2.10 進入道路	2箇所の位置から、それぞれ2つの進入道路を計画することとありますが、施設ゾーンに接続する進入道路は、1箇所でもよろしいでしょうか。	要求水準書別紙10に示したとおり、2箇所からの接続としてください。
162	要求水準書	20	18	3.2.10 進入道路	進入道路は、管理ゾーン内で、車両が停車しない前提とし、合流が可能でしょうか。	合流する形態ではなく、2箇所から施設ゾーンに乗り入れる形態としてください。
163	要求水準書	20	21	3.2.10	「進入道路の線形について基本的に事業者の提案とする」とありますが、北側進入道路については市施行区域内に制限され、提案の余地はないものと解釈してよろしいでしょうか。	線形、構造等について事業者の提案を求めるものです。なお、北側進入道路部分は事業者の施工範囲に変更し、要求水準書別紙1、6を修正します。詳細については10月末頃公表予定です。
164	要求水準書	20	22	3.2.10進入道路	「進入道路の動線を双方とも停止させることなく、スムーズに施設内まで導く動線とすること」とありますが、施設ゾーン内の構内車路も停止させる事は減点対象となるのでしょうか。	停止箇所は少ない方が望ましいと考えますが、特に減点対象とはなりません。
165	要求水準書	20	26	3.2.10	交差点取付部の緩勾配区間長の最小値について、西側進入道路取付位置では40m、それ以外の交差点では15mと解釈してよろしいでしょうか。	西側進入道路取付位置のみ縦断勾配を指定します。その他の進入道路については、基本的に事業者の提案としますが、道路構造令に従って計画してください。
166	要求水準書	20	30	3.2.11	区域内認定外道路の役割は、「誰でも24時間いつでも自由に往来できる道路(起点と終点に門などは設置できない。)」との理解でよろしいでしょうか。	NO.160の回答を参照してください。
167	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路は緩衝緑地内に整備することとありますが、計画地内の施設ゾーン以外の部分に整備するモノと考えて宜しいでしょうか。	NO.155の回答を参照してください。
168	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路を施設ゾーン以外の緩衝緑地内に整備する場合、既存林を一部伐採する計画とすることは可能でしょうか。	既存林を生かした整備とするため、原則として不可とします。
169	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路を施設ゾーン内に設置する場合、駐車場車路と兼用することは可能でしょうか。	不可とします。
170	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路を施設ゾーン内に設置する場合、用地A又はBを通る計画としても宜しいでしょうか。	不可とします。
171	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路を施設ゾーン内に設置する場合、車道を横断することは可能でしょうか。	NO.157の回答を参照してください。
172	要求水準書	20	30	3.2.11 区域内認定道路	付替道路は起点と終点を結ぶ機能を満足すれば、線形は提案者の自由と考えて宜しいでしょうか。	施設ゾーン西側の緩衝緑地内に整備することとし、線形は自由とします。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
173	要求水準書	21	1	3.2.11 緩衝緑地	施設ゾーン以外の既存林を一部修景目的で伐採することは可能でしょうか。	原則として不可とします。
174	要求水準書	21	5	緩衝緑地	散策路については、「3.2.11」で示した付替道路と兼用できるものとする。とありますが、付替道路からも施設ゾーン内へ出入りできるものと解釈してもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
175	要求水準書	21	20	3.2.14(2)	「電波障害等」のシミュレーションは、提案書に必要ですか。	提案時の提出は不要です。
176	要求水準書	21	31	3.2.15(1)	将来的な技術革新を予測して対応可能な「予約受付システム」の提案とありますが、ハードウェア、ソフトウェア共に陳腐化に伴う更新費用は市負担との理解でよろしいでしょうか。ITの陳腐化は早く、その進歩を事業者で予測しリスク負担することは困難と考えます。要求水準書には事業者の業務範囲に「予約受付システム保守管理業務」の項目がないことも踏まえ、「予約受付システム」の施設併用開始後の市との事業者の役割分担、費用分担を明確にして頂きたいと考えます。	予約受付システムの更新費用は、市が公表した上限価格に含まれており、市が事業期間中に追加費用を負担することはありません。
177	要求水準書	22	17	3.2.15(2)③	案内表示機能について電子案内表示板と考えますが、仕様（個数、内容等）について具体的に教えて下さい。	特に定めはありません。事業者の提案とします。
178	要求水準書	24	5, 6	火葬炉設備	天災時における運転についても、⑥公害防止基準の遵守が求められますか。	ご質問のとおりです。
179	要求水準書	24	7	⑥ 7	排ガス基準について酸素濃度換算が記載されていませんが、様式22（様式集P27）には、窒素酸化物の適用欄にO2 18%換算値と記載されていますが、他には一切記載されておりません。よってダイオキシンのみ12%換算で、ばいじん、Nox、Soxは18%換算でよろしいでしょうか。	酸素濃度換算値についてはご質問のとおり、ダイオキシン類のみ12%とし、その他は18%とします。また、公害防止基準値に記載もれがありましたので、次の基準を追加します。 ・塩化水素 50ppm以下 ・一酸化炭素 30ppm以下（平均） なお、様式22の保全目標値は要求水準書の公害防止基準値に統一して訂正します。
180	要求水準書	24	7	⑥ 7	記載の公害防止基準値と様式22（様式集P27）に記載の「保全目標値」を比較すると、ばいじん量のみ異なりその他は、全て同じ値です。「保全目標値」とはどのような意味でしょうか。	NO.179の回答を参照してください。
181	要求水準書	26	1	3.2.16(4)①	排ガス検査の「1排気系列連続運転」とは「1排気系列同時運転」ということでしょうか。同時運転の場合には、排ガス処理設備等の仕様が大きく変わってきますので、明確にご教示ください。	運用上、複数同時運転が必要な設定であれば当然必要ですが、同時運転を設定していない場合は検査時も同時運転は不要です。
182	要求水準書	26	8	3.2.16(4)②	火葬炉設備の保証についてですが、これはメーカーの瑕疵保証や性能保証のことを意味するのでしょうか、それとも、機能保全や維持管理、修繕の業務にでカバーする性能保証を指すのでしょうか。ご教示下さい。	イニシャル、ランニングにかかる全ての保証を対象とします。
183	要求水準書	33	2	4.1	H18年2/17付けの「実施方針及び要求水準書案に対する質問意見に対する回答」No1038に「大規模修繕はPFI事業の対象外」とあり、また、サービス対価2のお支払いは毎回一定額であることから、今回のPFI事業に含まれる「修繕」「交換」「更新」とは、毎年経常的に発生する部品交換等を指し、各設備等そのものの更新などいわゆる大規模修繕は、PFI事業期間中であっても市が別途実施するものと理解してよろしいでしょうか。	事業期間中の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備は、不可抗力など事業契約に別段の定めがある場合を除き、大規模修繕及び部分修繕（建築物修繕措置判定手法を参照）の全てを事業者の負担で行うものとし、かかる費用をサービス対価2に含めてください。また、事業期間終了後2年以内は大規模修繕を要しない計画としてください。 なお、平成18年2月17日付の回答25、26及び1038は、市が事業期間中における建築及び火葬炉設備の大規模修繕の発生を想定していない旨を示したものです。
184	要求水準書	33	8	4.4.1	「施設の維持管理業務の実施にあたっては、ISO14001に準拠した施設維持管理マニュアルを整備し・・・」とありますが、修繕等でダイオキシン等を含んだ可能性のある廃棄物が出た場合、一般産業廃棄物と同等の扱いと考えるのか、別扱いにするのかご教示下さい。	集じん灰などは、その性状から産業廃棄物であるばいじんと同様の処理・処分が必要と判断しており、適正処理をしてください。
185	要求水準書	34	6	4.4	備品等の経年による劣化や陳腐化が著しいと市が判断するにあたっては、明確な判断基準があるものと思いますが、その基準（特に陳腐化の判断基準など）をご提示いただけますでしょうか。（備品等の交換のスケジュール立案や費用等算出のためにも必要と思います。）	備品・設備に関して、明確な基準は設けていません。ただし、施設利用者が快適に使用できるよう心がけてください。
186	要求水準書	35	10	4.7	火葬場利用者と、式場利用者が排出した廃棄物はすべて事業者が収集処理しなければならないでしょうか。利用者に持ち帰りを指導するとしても宜しいでしょうか。	事業者の責任において、適正処理をしてください。また、待合室の利用等により発生する廃棄物については、利用者に持ち帰っていただくことも、可能とします。
187	要求水準書	35	17	4.8	本建物は、建築物環境衛生管理技術者の選任が必要との理解でよろしいでしょうか。	本施設は公共施設であり不特定多数の人が利用する点及び遺族が滞在する点を考慮し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係わらず「建築物環境衛生管理技術者」を設置するものとします。なお、事業者提案が法に定める特定建築物に該当する場合には、必要な手続きを行ってください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
188	要求水準書	35	19	4. 8	ここでの浄化槽とは、要求水準書20ページ、6行目の貯留槽と考えてよろしいでしょうか。	貯留槽は排水施設に該当します。なお、本事業においては、浄化水槽の設置は想定しておりませんので、要求水準4. 8は「貯水槽の清掃と水質管理」に修正します。
189	要求水準書	36	23	火葬炉保守管理業務	「排出ガスの大気物質、法定悪臭物質、臭気、騒音、振動、ダイオキシン類などを第三者機関に測定させ、その結果を速やかに市に報告」とありますが、定期点検等と同様に少なくとも年1回の報告でよろしいでしょうか。	「要求水準書25P 3. 2. 16(4) 排ガス等検査及び保証事項」を参照してください。
190	要求水準書	38	4	5. 1. 1	設計業務計画書とはどのような内容のものでしょうか。内容をお示ください。	設計業務の実施体制、スケジュール等について事業者から提案するものです。
191	要求水準書	38	12	5. 1. 1	別紙1の「市施工区域」は、現時点で未買収の部分ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
192	要求水準書	38	12	5. 1. 1	別紙1の「市施工区域」には、P F I 事業の施設整備期間であるH21年2月末まで一切立ち入ることが出来ないことを前提として、提案書（特に施設計画・施工計画）を作成する必要がありますか。	現段階で立入り等はできませんが、立入可能となった時点でお知らせします。また、提案書の施設計画は、市施工区域を含めた計画とし、施工計画については、市施工区域を除外したものを作成してください。
193	要求水準書	38	12	5. 1. 1	「市施工区域」に関するスケジュールを可能な限り詳細にご教示ください。例えば、立ち入りが可能となる時期、北側進入路、用地A・Bそれぞれの駐車場の供用開始時期など。施設計画、施工計画を策定するために必要です。ご教示をお願いします。	NO. 192の回答を参照してください。なお、北側進入道路につきましてはNO. 163の回答を参照してください。
194	要求水準書	38	13	5. 1. 1.	別紙1の市施工区域（用地A、Bを含む）には、斎場の主たる用途に供する建築物が建てられないと言う意味でしょうか。また寄り付きから奥に位置するB部分がAより時前に供用開始となった場合も駐車場として利用できるルートを確認する必要がありますのでしょうか。またその他の市施工区域は緑地など供用後駐車場以外に利用して宜しいでしょうか。その場合、供用まで市施工区域との境界はフェンスなどで囲う必要があるでしょうか。	市施工区域における建築についてはご質問のとおりです。用地Bが先に供用開始するケースは想定しなくて結構です。なお、市が施工区域界への杭柵等の設置を行う予定です。
195	要求水準書	38	13	5. 1. 1	用地A・用地Bには想定台数に基づく駐車場を計画することとありますが、例えば、自走式立体駐車場を導入するなど、想定台数を上回る台数の提案は可能でしょうか。	想定台数を上回る提案は可能としますが、市施工区域には自走式平面駐車場としてください。
196	要求水準書	38	13	5. 1. 1	用地A・用地Bにおける駐車場供用開始時期がことなることを想定するとありますが、一部の駐車場の共用開始が遅れた場合には、最終形と異なる暫定アプローチを設けることで対応できればよいと考えてよろしいでしょうか。	最終形と同様のアプローチとしてください。
197	要求水準書	38	13	5. 1. 1 設計業務	用地A・Bの範囲には想定台数に基づき駐車場を計画することとありますが、別紙1に示される各駐車台数を厳守しなければならないのでしょうか。また、若干の増減は可能でしょうか。	要求水準書別紙1に示す想定台数は最低限、確保することとします。
198	要求水準書	38	13	5. 1. 1 設計業務	用地A・Bを含んで切土・盛土を計画してもよろしいでしょうか	造成計画については、ご質問のA・Bを含め、敷地全体を対象として計画してください。
199	要求水準書	38	14	5. 1. 1	各用地A, Bにおける駐車場供用開始時期が異なるとはどのように異なるのでしょうか。	NO. 194の回答を参照してください。
200	要求水準書	38	14	5. 1. 1	用地A、Bについて供用開始時期が異なる可能性が示唆されていますが、最長でどの程度の時差が予想されるのでしょうか。	NO. 194の回答を参照してください。
201	要求水準書	38	14	5. 1. 1	用地A、Bについて現地説明で未買収とお聞きましたが、用地取得できる見通しは立っていると解釈してよろしいでしょうか。	現段階では、未定です。
202	要求水準書	38	15	5. 1. 1	市が別途整備する暫定駐車場は、本事業の計画敷地（管理ゾーン、施設ゾーン）外に整備されるのでしょうか。	暫定駐車場について、提案上の配慮は不要です。
203	要求水準書	38	16, 17	斎場施設の整備に係る業務の留意点	市が別途整備される暫定駐車場の位置は本事業区域外との認識でよろしいでしょうか。その場合の施設利用者の送迎に関するお考えをお聞かせください。	NO. 202の回答を参照してください。
204	要求水準書	38	16, 17	斎場施設の整備に係る業務の留意点	市が別途整備される暫定駐車場の位置及び駐車台数をお聞かせください。	NO. 202の回答を参照してください。
205	要求水準書	38	16, 17	斎場施設の整備に係る業務の留意点	「事業者は暫定駐車場の位置及び規模について市と協議を行うこと」とありますが、暫定駐車場は本事業外ですので、協議の必要があるのでしょうか。	暫定駐車場は、市が必要に応じ管理ゾーン内に整備することを想定しているため、設計段階から協議を行う必要があると考えています。なお、ご質問を踏まえ、要求水準書を「事業者は、暫定駐車場の位置及び規模について市と協議を行うこと」から「事業者は、暫定駐車場の位置及び規模について市との協議に応じること」に修正します。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
206	要求水準書	38	23	施工業務並びに敷地造成及び関連業務	「今後の用地取得状況応じて……修正を行う可能性がある。」とありますが、修正時期は何時頃でしょうか。	平成18年10月末頃を予定しています。
207	要求水準書	38	23	5.1.2	施工範囲に係わる要求水準の修正を行うということは、建築物を建てられる範囲が変更されるという意味でしょうか。また、修正を行う時期の期限をお知らせください。提出直前での修正については、提案者の混乱をまねく可能性はないでしょうか。	建築物を建てられる範囲に変更はありません。なお、修正時期についてはNO. 206の回答を参照してください。
208	要求水準書	38	25	5.1.2	市施行区域内における進入道路の線形は、参考図の線形に従うべきかと思いますが、検討資料（平面図、縦断図等）を公開してはいただけないのでしょうか。	NO. 163の回答を参照してください。
209	要求水準書	39	8	備品等設置業務	リースによらない家具・備品等の調達費用は元本相当額に含まれることになりましたが、所有権は事業期間終了まで市に移転されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
210	要求水準書			別紙1	北側進入専用構内道路の施工時期を御教示下さい。	NO. 163の回答を参照してください。
211	要求水準書			別紙1	別紙1及び別紙10に記載されている西側進入路及び、北側進入道路の位置はあくまで参考で、事業者による提案事項と考えてよいでしょうか。	事業区域外から管理ゾーンへの取付け位置は要求水準所別紙10に示す箇所としますが、法線、施設ゾーンへの取付け位置については、参考図を基に提案してください。
212	要求水準書			別紙1	用地A、Bについて普通自動車台数のみの記述となっていますが、バス又は車椅子使用車をその面積に応じた台数で含めることは可能でしょうか。	不可とします。
213	要求水準書			別紙1	市施工区域について施設ゾーン内と進入路周囲となっていますが、施設ゾーンの周囲について、本事業で施工できない箇所は無いと考えてよろしいでしょうか。例えば、認定外道路について、施設ゾーンの西隣に設置することは可能でしょうか。	現時点で、施工できない箇所がありますが、用地取得については市が責任をもって対処します。 なお、認定外道路の位置については、NO. 155の回答を参照してください。
214	要求水準書			別紙1	調整池について、施設ゾーン及び市施工区域以外で設置不可の箇所はありませんでしょうか。	要求水準書別紙9に示す調整池設置可能区域に計画してください。
215	要求水準書			別紙2 平成16年度 日別火葬件数	表内のピンクの箇所について、特別な意味がある場合は、それは何であるのかご説明いただけますでしょうか。	1日あたりの火葬件数（小計）が22件以上となった日を示しています。（現施設の一日あたりの最大火葬件数はタイムテーブル上、21件です。）
216	要求水準書			別紙3 3. (2)	参考に示されている現斎場の胞衣汚物等の処理実績数字には、布団などの大型汚物は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
217	要求水準書			別紙3 3. (2)	現斎場（山本斎場）では、胞衣汚物の受入れ1件につき1回火葬を行っていますか。それとも、何件分かをまとめて1回で火葬を行っていますか。資料にあるH17年度の処理件数146件は、受入れ件数ですか、それとも火葬回数ですか。	現施設では、当日受入分をまとめて処理する場合もあります。また、平成17年度の処理件数146件は受入件数です。
218	要求水準書			別紙5 柱状図	ボーリング柱状図から支持地盤が30m以深となるが、杭は、付近の田園地域を考慮した方が良いか。	応募者にて判断願います。設計上必要な地盤調査などは基本協定締結後に事業者にて行って下さい。なお、土壌及び地下水への影響に配慮した工法として下さい。
219	要求水準書			別紙7	別紙7に記載されている西側進入路の崖地整備イメージはあくまで参考で、事業者による提案事項と考えてよいでしょうか。	NO. 117の回答を参照してください。
220	要求水準書			別紙8	家具・備品リストの数量は最低限設置とありますが、事業者が適切と考えた場合には表の数値を下回る提案も可能でしょうか。	不可とします。
221	要求水準書			別紙8	家具・備品に関し、市が納入もしくは持ち込むものは無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
222	要求水準書			別紙8	備品について、既設斎場より移設するものなど市で設置するものはありませんでしょうか。あればリストを御提示ください。また、その備品の維持管理業務も事業範囲と考えてよろしいでしょうか。	市で設置するものではありません。
223	要求水準書			別紙10	敷地西側進入道路イメージ図で、旧道路は廃止と考えてよろしいでしょうか。また既存建物への接道の確保は2m以上の道路を新道路と既存建物の敷地とをつなぐと考えてよろしいでしょうか。また、新道路にかかる既存建物は立ち退きと考えてよろしいでしょうか。	西側市道部分は、市が整備、維持管理を行います。西側市道整備にあたり、旧道は廃止しますが、既存宅地への乗り入れや接道の確保、移転物件等の補償などは市が対応します。
224	要求水準書			別紙14 景観	周辺の樹高を考慮して建物の高さを設定するとありますが、樹高のデータを頂けますでしょうか。	本市では、樹高のデータは所有していません。 なお、建物の高さについては要求水準書3.2.3を参照してください。
225	要求水準書	2	12	別紙15 4 (3)	緩衝緑地内で収集した廃棄物の処理が仕様書に記載されていますが、不法投棄された廃棄物等の処理も選定事業者の業務になるのでしょうか。	施設の管理者として事業者の業務とします。管理しやすいよう、不法投棄防止策を設計に含めることも事業者の提案とします。
226	要求水準書	2	12	別紙15 4 (3)	緩衝緑地内への不法投棄の廃棄物に関して、過去の処理実績の数字がありましたらご開示願います。	過去に不法投棄があったため、平坦部に不法投棄防止の看板を設置した経緯はありますが、記録等はありません。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
227	要求水準書	2	12	別紙15 4 (3)	緩衝緑地内の廃棄物に関して、引渡予定日以前に確認されたものは、市に処理していただけるということでしょうか。	ご質問のとおりです。
228	要求水準書	1	23	別紙16	模型の範囲、パースのサイズ・数量をご指示下さい。	模型の範囲は施設ゾーン及びその周辺とし、パースのサイズはA3版、数量は4カット程度とします。なお、模型の縮尺については、要求水準書別紙16中の1/200を1/500と修正します。
229	要求水準書	1	33	別紙16	業務の内容に設計VEとありますが、業務の必要性について、ご説明ください。 また、採否の判断は、市側が行うのでしょうか。 さらに、採用の場合、サービス対価の変更を行うことがあると考えてよろしいでしょうか。	当該設計VEは、設計チームと独立して事業者内に編成されたVEチームにより、設計者とは別の視点から利用者の立場に立って価値向上を図ることを目的としています。VE提案の採否の判断は事業者、設計者、市の協議により最終的に市にて行います。なお、その際にはサービス対価の総額を変更せず、価値向上を図るものとします。
230	要求水準書	1		別紙16	成果品に「確認申請図書」も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
231	要求水準書	3	6	別紙16 2. (2)	PFIであることから、見積比較表、積算数量算出書、積算数量調書は簡易なものでよいと考えてよろしいでしょうか。	市の発注仕様と同様としてください。
232	事業者選定基準	3	17	4 (1) イ ①	表の「サービス対価の総額の上限価格」は、「火葬炉設備の設置、運営及び維持管理に要する費用の上限価格」を含んだ価格との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
233	事業者選定基準	4	22	4(1)イ③	資金過不足累計の計算方法をご提示いただけますでしょうか。	様式28-3のキャッシュフロー計算書における、営業活動キャッシュフロー、投資活動キャッシュフロー及び財務活動キャッシュフローの合計額の累計により判定することを予定しています。具体的な計算式は応募者の提案事項とします。
234	事業者選定基準	4	23	4(1)イ③	DSCRの計算方法をご提示いただけますでしょうか。	様式28-3のキャッシュフロー計算書における、「他人資本」を対象として当該様式の「DSCR」の欄に記載される、各年度の当該他人資本の元利返済額に対する返済前キャッシュフロー（優先、劣後の返済順位を考慮したもの）の割合により判定することを予定しています。具体的な計算式は応募者の提案事項とします。
235	事業者選定基準	5	1	4. (2)	計画に対する評価の配点に関し、各評価ポイントごとの詳細な配点について、ご提示いただけますでしょうか。	配点は事業者選定基準に示すとおりであり、より詳細な配点は設定していません。
236	事業者選定基準	6		4(2)イ①(イ)	【評価項目、主な評価ポイント等】の表のSPCのマネジメント方策の中に「経営責任者」との文言がありますが、これは「取締役」を指すのでしょうか。それとも「代表取締役」をさすのでしょうか。あるいは、代表企業のプロジェクトマネージャーを意味するのでしょうか。ご教示下さい。	肩書きの如何にかかわらず、実態としての経営責任を有する者を意図しています。詳細は応募者の提案事項とします。
237	提出書類の様式集	9	18	様式8 備考3	様式以外に参考資料やイラスト等の添付が可能なのでしょうか。その場合の枚数制限はありますか。	各様式で指定した以外の添付資料は不可とします。枚数制限の指定のないものは、できるだけ簡潔に記載するようにしてください。
238	提出書類の様式集	14	3	様式12 (様式13) (様式14)	様式19～24の提案内容となっていますが、様式19～23の間違いではないでしょうか。 (以下同様に様式13においては様式25～27が様式24～26、様式14において様式28～30が様式27～30)	ご質問を踏まえ、提出書類の様式集を以下のように修正します。 様式12「様式19～24の提案内容…」→「様式19～23の提案内容…」 様式13「様式25～27の提案内容…」→「様式24～26の提案内容…」 様式14「様式28～30の提案内容…」→「様式27～29の提案内容…」
239	提出書類の様式集	14	4	様式12	「様式19～24」とあるのは、「様式19～23」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	NO. 238の回答を参照してください。
240	提出書類の様式集	14		様式12	様式12, 13, 14は、各計画の概要であり、評価対応の様式からも原則として外れております。また、A3数十枚の提案内容をA3版2枚程度にまとめるにあたり参考にしたいと思いますので、その作成の必要性、利用の仕方等について、ご説明ください。	様式12, 13, 14は本事業のコンセプトに対する応募者の基本的考え方を確認するためのものです。利用の仕方については、「事業者選定基準 4 (2) イ (イ) 得点の決定方法」を参照してください。
241	提出書類の様式集	15	4	様式13	「様式25～27」とあるのは、「様式24～26」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	NO. 238の回答を参照してください。
242	提出書類の様式集	16	4	様式14	「様式28～30」とあるのは、「様式27～29」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	NO. 238の回答を参照してください。
243	提出書類の様式集	18	5	様式16	予定する経営責任者とは、SPCの取締役となるべき者に限らないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
244	提出書類の様式集	18	7	様式16	④株主間協定の内容についての説明において、予定する株主間協定の案の添付は不可との理解でよろしいでしょうか。	株主間協定案の提案書への添付は不要です。
245	提出書類の様式集	19	10	様式17	「代表企業及び各構成員の関連業務実績書」は、設計や建設に関する業務実績を記載し、運営や維持管理に関する業務実績の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	代表企業及び各構成員の関連業務実績には、本事業に係る全ての業務について関連実績を記載してください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
246	提出書類の様式集	19	10	様式17	「業務責任者の関連業務実績書」には、氏名を記載するようになっていますが、運營業務や維持管理業務については提案書提出後2年以上経過してから業務開始となるため、実績書に記載した人物が変更になる可能性もあると思います。実績書に記載した責任者が変更になることは認められるのでしょうか。	担当者の変更は原則として認めませんが、個人の都合や転勤等のやむを得ない事情がある場合にはその限りではありません。
247	提出書類の様式集	19		様式17	予定する業務責任者として、複数名をあげることは可能でしょうか。	可能です。ただし、役割分担を明確にしてください。
248	提出書類の様式集	15 (19?)	8	2 (様式17?)	代表企業の業務実績について、出資のみを行う企業は出資実績を記載するのでしょうか？	NO. 245の回答を参照してください。
249	提出書類の様式集	22	右35	様式19 評価のポイント	土の搬出入とは、造成から建設までと考え、将来的な建替は考えなくて良いか。	土の搬出入については、建設工事完成までとしてください。ただし、建替時を考慮してください。
250	提出書類の様式集	22	右35	様式19 評価のポイント	鹿沼土がある場合、売却も考えられるが、売却においては、土の搬出と考えなくて良いか。	売却分についても、残土搬出入量に含めてください。
251	提出書類の様式集	23	21	様式20 建替時の施設配置	将来的な建替とは、同規模の施設の建替と考えて良いか。	ご質問のとおりです。
252	提出書類の様式集	23	11	様式20. (1)	＜記載事項＞の中にある管理ゾーン範囲の「図中の範囲のみ」とありますが、施設配置図1/1000ではA3図面内に管理ゾーン範囲が全て表記できないと思われます。よろしいでしょうか。	縮尺1/1000で、施設ゾーンが中心となるよう提示してください。
253	提出書類の様式集	23	16, 23	様式20. (1)	「施設ゾーン内の駐車場計画」と「将来的に全敷地を取得できた場合の想定される駐車場配置」と記載事項が別れていますが、異なるものでしょうか。	同じものです。
254	提出書類の様式集	24	4	様式21 1	平面図を1/600とし、規定の記載事項をすべて記入すると読み取りにくくなると考えられます。適宜縮尺を変更してもよろしいでしょうか。また、これにより枚数が増えてもよろしいでしょうか。	縮尺及び枚数の変更は不可とします。
255	提出書類の様式集	24	-	様式21 2	外観、内観スケッチは白黒、写真モンタージュ・CG不可とありますが、カラーで写真モンタージュを使わないCGを作成してよろしいでしょうか。白黒だとイメージが伝わりにくく、また、手書きスケッチだと今の時代では逆にコスト増の方向に向かうと思われます。	CG不可とした主旨は、表現量の差による設計意図のフラットな比較の困難性の発生を防止し、併せて提案者の過大な負担を軽減するため、3DCGなどのレンダリングソフトを使用した過剰なパース表現を評価しないこととご理解ください。したがって、様式21の指定はスケッチ作成時のコンピューター使用を禁ずるものではありませんが、上記主旨より写真モンタージュの使用及び白黒以外の表現は原案どおり、不可とします。
256	提出書類の様式集	24	43	様式21 2. (2)	スケッチに関して、「白黒、写真モンタージュ・CG不可」とありますが、写真モンタージュ・CGでない無彩色スケッチであればよいと考えてよろしいでしょうか。	NO. 255の回答を参照してください。
257	提出書類の様式集	24	1	様式21 2(3)	スタディ模型とありますが、どの程度のグレードが必要ですか。	審査において、建物のボリュームが確認できる最低限必要なグレードで結構です。
258	提出書類の様式集	24	2	様式21 2(3)	スタディ模型1台とありますが、模型写真を資料に添付するのでなく、模型自体を提出するという意味でしょうか。その場合の模型範囲（管理ゾーン、施設ゾーン）いずれでしょうか。ご教示下さい。	ご質問のとおりです。模型範囲は提出物と同じ施設配置図（1/1000）A3版を台紙としてください。
259	提出書類の様式集	24	4	様式21 2. (3)	スタディ模型は管理ゾーン全体が入る範囲を対象とし、敷地の高低差も表現するものと考えてよろしいでしょうか。	模型範囲についてはNO. 258の回答を参照してください。高低差については、施設ゾーンのみ表現してください。
260	提出書類の様式集	24	4	様式21 2. (3)	建物ボリューム模型はスタイロフォーム以外の素材を使用してもよろしいでしょうか。	スタイロフォーム以外の素材は不可とします。
261	提出書類の様式集	24	4	様式21 2. (3)	建物ボリューム模型は無彩色の単色で塗装することは可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
262	提出書類の様式集	24	5	様式21. 2. (3)	スタディ模型の台紙の大きさはA1版でよろしいですか。	NO. 258の回答を参照してください。
263	提出書類の様式集	24	5	様式21. 2. (3)	スタディ模型で、計画地のコンタは表現してよろしいでしょうか。	施設ゾーン外は不可とします。
264	提出書類の様式集	24	右頁1	様式21 2- (3)	スタディ模型の建物ボリュームは指定されたスタイロフォーム以外の材料は使用不可でしょうか（例：スチレンボード、アクリル板）	NO. 260の回答を参照してください。
265	提出書類の様式集	24	右頁1	様式21 2- (3)	スタディ模型の制作範囲は既存林を含む管理ゾーン全体と考えてよろしいでしょうか。	NO. 258の回答を参照してください。
266	提出書類の様式集	24	20	様式21. 3	2. 各階面積表の「車寄せ」欄の面積は庇やピロティの投影面積の意でしょうか。算出方法をご教示ください。	ご質問のとおりです。建物の外部で雨に濡れずに乗降車、滞留できる部分の投影面積としてください。
267	提出書類の様式集	29		様式23-2	評価のポイントとしてスケジュールの短縮が図られているかとありますが、平成21年2月に予定されている本件施設の引渡し（所有権の移転）を早める提案が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	施設の所有権移転時期を早めることについては、評価の対象となりません。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
268	提出書類の様式集			様式28-2	損益計算書に記載する売上及び費用は、「入金ベース」ではなく「発生ベース」で計上すると考えてよろしいでしょうか。例えば平成21年度欄に計上するサービス対価2は、H21年度中に実施した業務の対価、つまりH21年7月、H21年10月、H22年1月、H22年4月に入金分を計上することによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、キャッシュフロー計算書における計上方法は、応募者の提案事項とします。
269	提出書類の様式集			様式28-3	P I R R ・ E I R R の計算方法をご提示いただけますでしょうか。	PIRRは、投資に対する内部収益率であって、各年度の営業活動キャッシュフロー及び支払利息の合計から投資活動キャッシュフローを差し引いた額の、現在価値の総額がゼロとなる割引率を指すものとします。 EIRRは、自己資本（出資金及び株主劣後ローン）に対する内部収益率であって、各年度の営業活動キャッシュフロー及び株主劣後ローンの支払利息の合計から他人資本の返済額及び自己資本の増加額を差し引いた額の、現在価値の総額がゼロとなる割引率を指すものとします。 いずれも、具体的な計算式は応募者の提案事項とします。
270	提出書類の様式集			様式31-1 備考2①	棟別計上とありますが、該当棟が2棟編成になった場合は、該当棟（1）・該当棟（2）と計上すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
271	提出書類の様式集			様式32-2	市の想定火葬件数に基づく変動費相当額及び実費相当額の算定根拠のうち、H21年度分（＝初回分）とありますが、H21年4月、7月、10月、1月の4回分の合計という理解でよろしいでしょうか。	原則として、当該事業年度に実施した業務に要する費用、すなわち当該事業年度の7月、10月、1月及び翌事業年度4月の請求分の合計としてください。 ただし、ご質問の平成21年度分に関しては、斎場施設の引渡日から平成22年3月31日までの間に実施した業務に要する費用、すなわち平成21年4月、7月、10月、平成22年1月及び4月の請求分の合計としてください。
272	提出書類の様式集			様式32-2	ご提示いただいた様式では、火葬件数に応じた変動費相当額の算定根拠について4つの場合分けしか想定できないように読み取れますが、より細かく火葬件数の段階分けを行った形で算定根拠をご提案することは可能と理解して宜しいでしょうか。	備考2にあるとおり、必要に応じ適宜項目欄を増やし、できる限り詳細に記入してください。
273	基本協定書（案）	1	21	第3条2	優先交渉権者が市との協議において決定するという理解でよろしいのでしょうか。	市との協議において決定するものではなく、事業予定者の提案書に規定されている株主構成に従って記載するものです。
274	基本協定書（案）	1	27	第3条 第4項	会計監査人と監査役の設置は、会社の条件によって必要な場合とそうでない場合がありますが、本件の事業予定者については、両方の設置をしなければならないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
275	基本協定書（案）	2	18	5条2項	「・・・受託者等が当該業務を実施することを約した契約書等の書面の写しを甲に提出しなければならない。」とありますが、「契約書等」とありますので、覚書や協定書で、「約した」ことが証明できる文書の写し提出で足りると理解しますが、よろしいでしょうか。	可能な限り、契約書の写しを提出してください。
276	基本協定書（案）	2	31	6条4項	甲の責めに帰すべき事由で事業契約締結に至らなかった場合の違約金はどうなるのか？	かかる場合における違約金の定めはありません。
277	基本協定書（案）	2	32	6条4項	構成員の責めに帰すべき事由により事業契約の締結がなされない場合の違約金の設定が契約金の100分の1と規定されていますが、この違約金の趣旨と金額の設定根拠について、ご教示下さい。本事業に関する事由によらずして構成員が参加資格を失うことは現実的に容易に想像され、それに起因する違約金としては金額が過大であると認識するための質問です。	違約金は、市とSPCの契約締結を担保するものです。基本協定書の違約金の金額はこの目的のために相当な金額として設定したものです。
278	基本協定書（案）	2	32	第6条 第4項	事業契約の締結をしない場合について、甲の責めに帰すべき事由により締結しない場合の、甲が乙に支払う違約金の規定はないのでしょうか。	NO. 276の回答を参照してください。
279	基本協定書（案）	2	32～34	（事業契約等の締結） 第6条第4項	事業契約を締結しない場合とは、事業予定者が能動的に締結しない場合との理解でよろしいでしょうか。	能動的であるか否かを問いません。
280	基本協定書（案）	3	1	6条5項	提案をグループを組成して行なう場合、本事業に関しては、ひとつのグループとなりますが、各構成員は一企業として日々個別に企業活動をしております。本規定は他社の責めに帰すべき事由による違約金について、連帯して支払を保証するというものであり、企業としては受け入れは極めて難しいものがあります。事由を生ぜしめた企業の負担とするとの規定への変更をご検討頂けないでしょうか。お考えをご教示下さい。	原案のとおりとします。本件の募集手続において、応募者は一体として行動して下さい。
281	基本協定書（案）	3	21	第9条	「基本協定書」において想定している秘密保持の対象となる情報としてはどのようなものがあるのでしょうか。	現時点で、市として特に想定するものではありません。
282	基本協定書（案）	3	26	第9条	秘密保持の範囲において、情報公開条例に基づき開示する場合は含まれないとありますが、開示の判断を行う前に乙に情報開示の範囲について了解を得るという条件にしていただけないでしょうか。	市の情報公開条例に基づき開示請求を受けたときは、同条例に基づいて開示するかしないか決定します。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
283	基本協定書（案）	4	2	11条	かかる規定だと、永遠に守秘義務を負担することになると思うが、そのような趣旨ですか？	ご質問のとおりです。
284	事業契約書（案）	PDF2ページ	16, 17	6 その他	仮契約が議会で否決されたとき又は事業者が指定管理者として指定されなかったときは、基本協定書第6条にある違約金を請求することができる場合に当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	原因が事業予定者の責めに帰すべき事由に該当しないときは、ご質問のとおりです。
285	事業契約書（案）	かがみ	17	6	「また、本契約成立までの間は、発注者の都合によりこの仮契約を解除できるものとし、発注者は一切の責任を負わない。」との規定がありますが、事由を問わず、市に仮契約解除権があるとの規定は事業者にとっては過度の負担であると考えます。事業者には責任がある場合にのみこの規定の適用があるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者には責任ある場合に限りません。
286	事業契約書（案）	2	20	第4条(9)	業務に統括マネジメント業務が含まれていませんが、記述漏れでしょうか。	統括マネジメント業務については、その内容を第6章第1節の各条項において規定しています。記述漏れではありません。
287	事業契約書（案）	3	2	4条（31）	質問回答のうち「事業契約書案に関するものを除く」必要はないと思いますが。	かかる時点で甲と乙は事業契約を締結しており、事業契約書（案）に関する質問回答を引用する必要はありません。
288	事業契約書（案）	4	9	備品	形状を変えることなく、概ね1年以上にわたって反復使用に耐えられる物品で、購入価格が1万円以下の物品は、消耗品としてサービス対価1に計上してよろしいでしょうか。	当初の購入に関しては、サービス対価1に計上してください。
289	事業契約書（案）	4	19	第4条 第(37)号	「・・・を「不可抗力」という。」の「「不可抗力」と」は、不要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
290	事業契約書（案）	5	14	5条2項	定義とも関係するが、事業契約に関する質問回答に拘束力はあるのでしょうか？	「事業契約に関する質問回答」及び「拘束力」が具体的に何を指すのか不明ですが、事業契約書案に関する質問回答は、定義上、「募集要項等」には含まれません。
291	事業契約書（案）	6	11	第10条 履行の保証	履行の保証について履行保証保険契約を締結することとなっていますが、市が確実に保証を得られることを条件に、宇都宮市建設工事請負契約書で規定する銀行及び保証事業会社の保証等についても認めていただきたい。	かかる保証等が事業契約を直接保証するものであり、市が履行保証保険契約と同等の保証を得られるならば、構いません。
292	事業契約書（案）	6	11	第10条1	乙を被保険者とする履行保証保険を締結するにあたり、施工企業が火葬炉工事も含めて一括で元請する場合（火葬炉企業が施工企業の下請となる場合）には、施工企業のみが締結すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
293	事業契約書（案）	6	15	10条2項	確認ですが、履行保証の付保は「工事費」の10%でしょうか。それともサービス対価1の元本部分（金利と消費税を含まない金額）の10%でしょうか。	事業契約書（案）で定義する「建設工事」の工事費の10%の金額です。なお、提案により、10%を超えて付保することは構いません。
294	事業契約書（案）	6	15	10条2項	「10%」とありますが、10%以上の付保でもよろしいでしょうか。引渡し前の違約金リスクを履行保証保険で対応することを検討するために、質問するものです。	NO. 293の回答を参照してください。
295	事業契約書（案）	6	15	第10条2	履行保証保険の付保率は、「建設工事費」の10%であり、「サービス対価1の元本」の10%ではないということでしょうか。	NO. 293の回答を参照してください。
296	事業契約書（案）	6	15	（履行の保証） 第10条 第2項	「建設工事」の工事費とは、斎場施設の施工業務に要する費用、火葬炉設備の設置に要する費用の合計との理解でよろしいでしょうか。	NO. 293の回答を参照してください。
297	事業契約書（案）	6	15	第10条2	「建設工事」の工事費とありますが、範囲が曖昧であるため、サービス対価1の中での対象項目を明示していただきたいと思います。	NO. 293の回答を参照してください。
298	事業契約書（案）	6	15	第10条2	「施工企業」及び「火葬炉企業」に締結させる場合の保険金額は、合計で「建設工事」の工事費の10%でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
299	事業契約書（案）	6	28	第12条	情報管理について、乙の義務を、設計・建設段階と所有権移転後の運営・維持段階とで分けていない理由はあるのでしょうか。	設計、建設、運営及び維持管理が業務として一体であり、かつ契約当事者が同一である以上、かかる業務に関する情報管理も総合的に行われるべきであり、業務ごとに区分し、あるいは軽重を分けるべきではないと考えるためです。
300	事業契約書（案）	6	28	第12条	設計・建設段階においては、通常の請負と同等の義務であり、運営・維持段階においては指定管理者として行うべき義務と分けて考えられるのではないのでしょうか。	NO. 299の回答を参照してください。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
301	事業契約書（案）	7	12	第12条5	具体的には何を想定しているのでしょうか。情報公開条例の対象文書は公文書であり、主体は宇都宮市所有の文書類であり、乙が行う内容は、基本的にはない（協力することのみ）と考えられるため、「甲の要請に応じ適切に協力する」というレベルになると考えます。	事業者が指定管理者として職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録のうち、情報公開請求の時点で市が未だ保有していない情報を想定しています。 市が未だ保有していない指定管理者の情報は、情報公開条例の対象にならないことから、本項において、情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者自らの責任で市と同様の情報公開を求めるものです。 なお、本項は、「乙は、宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）の趣旨に則り必要な措置を講じるものとし、「本件施設」の管理について情報公開を求められたときは、同条例の例によるものとする。」に修正します。
302	事業契約書（案）	8	18	18条	甲が土地を確保した上で、乙が無償で使用できるとの理解でいいか？	ご質問のとおりです。
303	事業契約書（案）	10	10	第3章第22条2	甲の費用負担には合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
304	事業契約書（案）	10	13	第3章第22条2	甲の請求により乙が「設計変更」を行う場合において、施設整備の対価が減額された場合には、金融費用（当初融資元本に対する金利スワップを一旦解約の上、新元本に対し再度スワップを構築するための費用等）が発生致しますが、合理的な金融費用をご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	NO. 303の回答を参照してください。
305	事業契約書（案）	11	29	住民への説明	住民説明会の開催回数をご教示ください。	今後の説明会の開催は未定です。
306	事業契約書（案）	11	29	25条	住民への説明とありますが、市による説明会は、どの程度想定されているのでしょうか？	NO. 305の回答を参照してください。
307	事業契約書（案）	11	29	第25条	本条において、住民への説明は甲が行うことにし、乙の協力を求めるとありますが、資料の作成を乙が請け負うことがあるという趣旨と解してよろしいのでしょうか。	市が事業者を求める協力の範囲は、資料の作成に限定されません。説明の一部について協力を求める場合もあります。
308	事業契約書（案）	11	30	25条	住民への説明会の開催には、市も同席などの協力をすると理解でよろしいでしょうか。住民から事業そのものに関する質問や意見が出ることが想定されるための確認です。	本条は、甲が行う説明会に関する規定ですが、乙が行う説明会に関しては、ご質問のとおりです。
309	事業契約書（案）	11	30	25条	甲の協力は得られるのか？	NO. 308の回答を参照してください。
310	事業契約書（案）	13	19	第32条	近隣住民に説明を行うとなっていますが、その対象となる住民の範囲を御提示ください。	適用される法令等、工事の内容、周辺の環境、地域の工事实務等から、事業者で合理的に判断して下さい。
311	事業契約書（案）	13	19	32条	本件事業に対する反対運動などに関する近隣対策は甲の責任で行うとの理解でいいか？	ご質問のとおりです。
312	事業契約書（案）	13	19	第32条	設計・建設にともなう住民説明会は乙が主体となるとされていますが、本条での甲の行う説明は何を想定しているのでしょうか。	本条においては、乙が行う説明において甲が説明を行う旨を規定していません。
313	事業契約書（案）	13	19	第32条	甲乙共同での実施も想定しているのでしょうか。	建設工事について甲乙共同で説明を行うことは想定していません。
314	事業契約書（案）	13	19	第32条	甲乙共同での実施を想定している場合は、「乙が主催する住民説明会に対し、甲が協力する」旨の記載が（25条・32条どちらかに）必要なのではないのでしょうか。	NO. 313の回答を参照してください。
315	事業契約書（案）	17	11	47条4項	本条項には、43条に基づき工期が変更される場合も含まれているとの理解でいいか？	ご質問のとおりです。
316	事業契約書（案）	17	24	第5章第4節 第43条	法令変更の場合にも本項が適用されるものと理解致します。「不可抗力」の後に、「法令変更」を挿入願います。	原案のとおりとします。
317	事業契約書（案）	18	21	第46条1	施設の所有権登記に関する費用（登録免許税、司法書士手数料など）は、市ではなく事業者の負担であり、提案価格に含めることとなりますでしょうか。	施設の保存登記は市名義で行うため、登録免許税は非課税です。その他の費用は事業者負担とし、提案価格に含めてください。
318	事業契約書（案）	19	12	第5章第47条4	引渡し期日が変更された場合には、融資返済スケジュールも見直しとなります。かかる場合には、当初の融資返済スケジュールに沿った金利スワップを再構築することとなりますので、金融費用が発生することが考えられます。本項規定の甲が支払う「甲は、当該遅延への対応に要する追加費用（第99条に規定する保険の保険金により填補されるものを除く。）を合理的な範囲で負担」には合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
319	事業契約書（案）	19	31	第48条2	本件の施設の性質に鑑み10年が長いと思われます。施設建物の構造に関わる部分（主に火葬炉）のみを10年としてもらえないでしょうか。	原案のとおりとします。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
320	事業契約書（案）	19	31	第48条2	いわゆる、内装・床・天井などの部分など、経年劣化と区別しづらいものや、電気設備収容施設等、それぞれの性質にあった瑕疵担保期間を設定いただきたいと思います。	原案のとおりとします。
321	事業契約書（案）	22	33	第54条(4)	甲の責めにより、指定が取り消された場合には、この限りでない旨、ご確認いただけますでしょうか。	第4項は、乙が第2項により業務の全部又は一部の停止を命じられたときの規定です。指定の取り消しについては第1項を参照してください。
322	事業契約書（案）	22, 23	22 2 33～23 2 3	(指定監理者の指定の取消し等) 第54条 第4項、第5項	実施しない部分に相当する金額を減額された上で、甲が当該業務の実施に要した費用を支払わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
323	事業契約書（案）	23	27	第55条2	いわゆる不可抗力により、一定期間の業務が不能となった場合（震災等による設備損傷など）、業務不能期間におけるサービス対価の取り決めや、また、その間の代替業者の選択などは、本条において「運営・維持管理業務運営水準の変更」内で協議されるところと考えてよろしいのでしょうか。	不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は、第97条第3項の規定により、それにより免れた費用をサービス対価から減額します。加えて、第55条第2項及び第97条第1項の規定により協議を行います。
324	事業契約書（案）	24	27	第57条	統括責任者は統括マネジメント業務担当企業の職務と考えてよろしいでしょうか。	本条は運営・維持管理業務に関する統括責任者についての規定であり、必ずしも統括マネジメント業務の責任者と同一の人物を指すものではありません。
325	事業契約書（案）	24	11	第55条(3)	「乙は、合理的な必要が生じたと認める場合・・・、」とありますが、ここでの「合理的な必要が生じたと認める場合」には、短期的に火葬件数が大幅に増減した事態も含まれると考えて宜しいでしょうか。	本項においては、1事業年度に満たない期間における火葬件数の増減に関する場合は想定していません。
326	事業契約書（案）	28	5	第67条 第(1)号	日報の提出期限が甲の翌開庁日と定められていますが、毎回市役所へ持参するのでしょうか。	原則としてご質問のとおりですが、日報、月報及び年報の提出方法の詳細は、甲乙の協議により定めるものとします。
327	事業契約書（案）	28	6	第67条 第(2)号	月報の提出期限が翌月5日までと定められていますが、5日まで連続して閉庁日の場合は6日の提出でよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
328	事業契約書（案）	29	27	73条3項	BT0事業であり、引渡対象物に関して一部をリースと行なうことは物件の所有リスクの観点（リスクが分散してしまうという点）から、望ましいものではないと考えますが、市としては、どのような考えから「リース可」とされたのでしょうか。	財務面の効率性の観点からは、物件の内容及び性質に応じてリースとすることが望ましい場合もあると考えるためです。なお、本項は、備品の設置に関してリースを義務付けるものではありません。
329	事業契約書（案）	30	1	第74条	維持管理期間中（20年間）全ての機器の性能を保証するようありますが、これは業界の常識なのでしょうか。	運営・維持管理期間中の維持、修繕、更新等により機器の性能を保持することが、市民サービスの観点から必要と考えるものです。なお、ここでの維持、修繕、更新等は、市民の利用について実用上支障がなく、不快感を与えない水準を想定しています。
330	事業契約書（案）	32	26	84条4項	リースを利用した場合にのみ「有償譲渡（リースの残債引継ぎも含む）」が認められるように読めます（84条2項には単に「所有権の移転」とのみ規定されています。）リースの利用は提案の公平さ（公平さ）を欠く可能性があります。リースの選択可としてお考えの背景をご教示下さい。	NO. 328の回答を参照してください。なお、リースによらない備品の設置に要する費用は、募集要項別紙2に定めるとおり、あらかじめサービス対価に含まれています。
331	事業契約書（案）	33	6	85条2項	180日前ではなくとも、通知自体はいただけるとの理解でいいか？いきなり解除されることはないとの理解でいいか？	ご質問のとおりです。
332	事業契約書（案）	34	4	第87条(2)	「前項の規定によりこの契約が解除された場合、甲は、乙に対して、乙がこの契約に基づく業務の履行を終了するため・・・」とありますが、ここでの「業務」とは具体的に何を指すのでしょうか。	本契約に定める各業務を指します。本項は不可抗力による契約解除全般に関する規定であり、具体的な指定は困難と考えます。
333	事業契約書（案）	35	2	89条5項	かかる場合の合格部分の対価に関しては別紙10の適用はないとの理解でいいか？	ご質問のとおりです。
334	事業契約書（案）	35	29	第8章第90条6	「本件施設」の引渡し後に第85条、第86条各項、第87条、又は第88条の規定によりこの契約が解除された場合、「引渡後設置火葬炉設備」の設置作業が開始されていないときについて、金融費用（金利スワップの解約コスト等）が発生する可能性もございますが、かかる金融費用は市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第86条の解除による場合を除き、ご質問のとおりです。
335	事業契約書（案）	36	9	第91条	違約金は「サービス対価1」（消費税を含み割賦手数料を除く）の総額の10%相当額とありますが、第10条で履行保証保険の保険金額は「建設工事」の工事費の10%とあり、齟齬が生じています。このままでは、違約金＞保険金額となり、違約金を履行保証保険で全額まかなえないこととなりますので、対象費目を統一していただきたいと思います。	NO. 293の回答を参照してください。なお、本件事業において、違約金の金額と履行保証の付保金額を同一にすべき法令上の要請はありません。
336	事業契約書（案）	37	1	第9章	実施方針のリスク分担表において「サービス対価の支払いにかかる消費税の変更」は市負担とのお考えを示されていますが、消費税の税率等の変更による費用負担の増大は、「第9章の法令変更」の範疇に入るものとの理解でよろしいでしょうか。そうであるならば、事業契約書にその旨を明記していただけないでしょうか。	サービス対価の支払にかかる消費税の税率に変動があった場合、甲は、経過規定に従い消費税を支払うものであり、特に明記する必要はないと考えます。

通し 番号	資料名	ページ	行目	項目	質問の内容	回答
337	事業契約書（案）	43	9	金融機関等との協議	「甲は、金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。」とありますが、乙とは協議されないのでしょうか。	直接協定の性質上、締結に関して乙と協議することは想定していません。
338	事業契約書（案）	56		別紙１０	不可抗力が複数回生じたために損害が重畳した場合でも、乙の負担はサービス対価１及び２並びに引渡後設置火葬炉設備の１％との理解でいいか？	事業契約書（案）別紙１０に規定するとおりです。
339	事業契約書（案）	60	3	別紙11.3（4）	保険金額に「車修理100万円/台以上」とありますが、当保険は各自動車の時価額を限度に保険金を支払う保険ですので、1事故当たりの限度額及び保険期間中限度額を設定することになります。よって、事業者提案としていただきたいと思います。	ご質問を踏まえ、応募者の提案事項とします。
340	事業契約書（案）	60	3	別紙11.3（4）	「代車代1万円/台・日以上」とありますが、当保険のてん補限度額は「10万円限度/台、発生日より3日免責」が一般的です。また保険期間中限度額も設定する必要がありますが、これは前段との絡みがございしますので、事業者提案としていただきたいと思います。	ご質問を踏まえ、応募者の提案事項とします。
341	事業契約書（案）	61	22	別紙12, 7	「第71条」とありますが、該当条項は趣旨が異なるので、修正の必要があると考えます。	ご質問を踏まえ、「第75条」に修正します。
342	事業契約書（案）			全体内容	リスクについては、全て本事業契約書の条文（別紙を含む）に記載されているものとし、いわゆる「リスク分担表」の形では今後も発行されないと考えてよろしいのでしょうか。	NO. 83の回答を参照してください。
343	事業契約書（案）			全体内容	リスク分担は本文で「確定」と考えてよろしいのでしょうか。	NO. 83の回答を参照してください。
344	参考図 2				西側市道について、施工時期及び通行可能時期をご提示ください。	路盤工までの施工は平成18年10月から平成19年3月を、工事車両等の通行可能時期は平成19年4月を予定しています。
345	参考資料 新斎場利用圏における葬儀等について	2	22 (右欄)	3. (3)①	「火葬予約でご希望が最も多い時間帯午前11時から午後1時」とありますが、この時間帯での要望が、概ね全体の何割程度か、ご教示下さいませんか。	NO. 93の回答を参照してください。
346	実施方針等に関する質問・意見に対する回答	9		146	調査・測量結果について募集要項時公表されました内容以外について、例えば高低測量、追加ボーリング等は事業者負担で行うのでしょうか。	ご質問のとおりです。
347	募集事項等に関する説明会				現説時に説明がありました要求水準の一部変更の可能性について御伺いします。10月末に要求水準が変更されることによって現在指定されている市施工区域に建物の建設が可能になることがありますか。	NO. 207の回答を参照してください。
348	募集事項等に関する説明会				募集要項説明会時のご説明で、10月末までに市施工範囲の用地を取得した場合は、施工範囲の変更もあるとのことでしたが、その際に、用地A・Bに係る駐車場を設ける等の条件はすべて撤廃されると考えてよろしいでしょうか	用地A・Bに係る条件について変更はありません。